# 第4回(仮称)世田谷区認知症施策推進条例検討委員会 次第

- 1 開 会
  - ・認知症の本人等の参加者紹介
- 2 議事
- (1)第2回「(仮称)世田谷区認知症施策推進条例」検討ワークショップ実施結果について ・・・資料1
- (2) 条例骨子案の検討について・・・資料2、資料2別紙、資料3、参考資料
- (3) 今後のスケジュールについて
  - ・認知症の本人等の意見聴取について・・・資料4
  - ・条例骨子案のパブリックコメント:意見募集期間2月下旬から3週間
  - ・シンポジウム:4月下旬開催
  - ・第5回 (仮称) 世田谷区認知症施策推進条例検討委員会について
- (4) その他

#### 配付資料

資料1 第2回「(仮称) 世田谷区認知症施策推進条例」検討ワークショップ実施結果

資料2 (仮称) 世田谷区認知症とともに生きる希望条例(骨子案)

資料2別紙 11月14日検討資料との対照表

資料3 (仮称)世田谷区認知症施策推進条例の名称(案)

資料4 認知症の本人等の意見聴取について

参考資料 (仮称)世田谷区認知症施策推進条例(骨子案)11月14日検討会配付資料

第2回「(仮称)世田谷区認知症施策推進条例」検討ワークショップ実施結果

#### 1. ねらい

第2回ワークショップでは、区民、家族そして認知症当事者、福祉・介護施設の方や医療関係者を交え、認知症になっても希望をもって生きていくことができる地域づくりに向けて、何が大切なのか等の意見をいただき、条例制定に向けた検討の素材としていく。

#### 2. 開催日時

令和元年11月30日(土)14時~16時

3. 開催場所

世田谷区役所ブライトホール

4. テーマ

条例の名称

区・区民・地域団体・関係機関・事業者の立場から地域でできること

#### 5. 参加者

第1回参加者に加え、区のホームページやせたがや介護の日、認知症サポーター養成講座で募集案内を行ったところ、地域にお住まいの方や家族会、介護事業者等の関係機関から34名が参加した。

内訳	人数	備考
区民	2 1	一般公募、もの忘れチェック相談会受講者、認知症カフェ ボランティア、認知症サポーター等
家族会等	4	家族会・認知症カフェ運営者
介護事業者	6	あんしんすこやかセンター、ケアマネジャー、認知症デイ サービス
学識経験者	3	国際医療福祉大学大学院教授 東京医療保健大学大学院看護学研究科講師 日本大学文理学部社会福祉学科教授

#### 6. 運営方法

#### (1) 概要

事務局からワークショップの主旨及び第1回ワークショップでの意見、進め方について説明を行い、その後、グループワークの方式でワークショップを行う。

(2) グループワークの進め方について

始めに、自己紹介を行った後に、条例の名称や区・区民・地域団体・関係機関・ 事業者の立場から地域でできることについて、区民間の意見交換を行う。その後、 意見のとりまとめを行い、最後に各グループが検討結果を発表する。

### (3) 発表について

発表は、各グループで出された意見や提案を模造紙に付箋で貼り、整理して行う。

#### 全体スケジュール

項目	時刻	時間	内容
全体ガイダンス	14:00~14:05	15 分	<ul><li>・挨拶</li><li>・ワークショップの主旨</li><li>・第1回ワークショップでの意見(課題や必要なこと)の説明及び第2回目の進め方の説明</li></ul>
ワークショップ	14:15~15:20	65 分	・世田谷らしい条例の名称 ・認知症の方の意思が尊重され、住み慣れた地域で安心して住み続けられる社会の実現に向け、区・区民・地域団体・関係機関・事業者の立場から地域でできること ① 普及啓発と理解 ② 認知症への備え・相談 ③ 共生社会・地域づくり
発表	15:20~15:45	25 分	・各グループ発表(5 分×5 テーブル)
総評・閉会	15:15~16:00	15 分	<ul><li>・質疑応答</li><li>・総評</li><li>・挨拶</li><li>・アンケート記入、回収</li></ul>

#### 7. 主な意見(概要)

各グループの討議を通じて出された主な意見を整理するとは以下のようになる。

#### (1)名称の意見

- •希望
- ・認知症とともに生きる希望のまちづくり
- ・認知症とともに暮らす
- ・みんなの認知症

#### (2)認知症の普及啓発・理解

- ・認知症は対応次第で上手にできるので、それを伝える。
- ・やはり当事者の人の話を聞くのが一番
- ・私はやっぱり認知症への理解を深めるということが認知症への差別意識というものを少なく出来るのではないかなと思う。
- ・認知症のネガティブなイメージはひっくり返したい。
- ・認知症になったのは仕方ないから、認知症だから頑張ろうというメッセージが欲しい。認知症 だからといって恥ずかしいことではない。
- ・私が本人として出来ることは、今の自分を知ってもらうことで、なるべくみなさんが集まる場所で話すようにしている。それは、私を理解してください私を助けてくださいではなくて、そういう病気の人がいる、そういう人達も地域で自分らしく生きようと頑張っているということを知っていただきたいから。

#### (3)認知症への備え・相談

・認知症になっても自分らしく生きられる秘訣集をつくる。認知症になってもプライドを持って生きるにはどうやって生きればいいか出してくれるといい。

- ・認知症になる前の備えが大事。皆がいずれは認知症になるということを知ってもらうのが一番いいことだと思います。
- ・自分らしい生き方を深く考える。認知症になったときに、何を一番に大切にしたいか、について、周囲の人たちに伝えておく。
- ・認知症も一つの病気と捉えたら、予防出来るものは予防したいと思う。例えば生活習慣病を 悪化させないとかという意味での問いかけや働きかけが周りの方々に必要かなと思う。
- ・予防という概念は、ならないことではなくて、なることを遅らせることも含めて言う。今の段階で 予防という言葉をどう使うかということをよく考えた方がいいと思う。

## (4) 共生社会・地域づくり

- ・認知症だから声掛けいっぱいしてください。忘れたところを少し言ってくれれば頑張れるため、 集中してしまうからそれを取り戻してくれる地域だといい。
- ・共生社会・地域づくりということで、あんしんすこやかセンターで区民の方に希望者を募り、認知症の方への声掛け訓練をした。結構評判が良かった。私は認知症の方の役をしたが、皆さんすごく優しい語り口で声掛け訓練に参加くださいました。
- ・外国にはあるスーパーなどでの「スローレーン(ゆっくり窓口)」の設置ができるといい。

下線部分:検討中

<調整中>

### ○ (仮称) 世田谷区認知症とともに生きる希望条例(骨子案)

目次

前文

第1章 総則(第1条-第8条)

第2章 基本的施策(第9条-第15条)

第3章 認知症施策推進に関する体制 (第16条-18条)

第4章 雑則(第19条·第20条)

附則

区では、基本構想で掲げる個人の尊厳を尊重し、認知症<u>ととも</u>に自分らしく暮らせる地域 <u>共生</u>社会を実現するため、認知症施策を総合的に推進しています。

今、認知症の価値観が大きく変わってきています。認知症になると「何もわからなくなる」 という考え方が一般的でしたが、決してそうではないことが明らかになってきました。

認知症になってからも、暮らしていくうえですべてを失うわけではなく、本人の意思や感情は<u>豊か</u>にあることがわかってきており、尊厳と希望を持って「自分らしく生きる」ことは可能です。

そのためには、認知症になってからも一人ひとりが偏見や差別に脅かされずに自分らしく 地域でともに生きていくことができる環境が必要です。

世田谷区は、すべての区民が、認知症とともに生きる意識と備えを高め、「一人ひとりの希望や権利が尊重され、ともに安心して自分らしく暮らせるまち、せたがや」を目指して、条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、<u>認知症とともに生きる人の権利と</u>認知症に関する施策(以下「認知症施策」という。)の推進に関し、基本となる理念を定め、区の責務<u>と、認知症になった人も含む</u>区民、地域団体、関係機関、事業者の<u>できることと</u>役割を明らかにすることにより、すべての区民が認知症とともに生きる意識と備えを高め、<u>一人ひとりの</u>希望と権利が尊重され、<u>ともに</u>安心して自分らしく暮らせる地域<u>共生</u>社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 認知症 アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患により 日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態をいう。
- (2) 区民 区内に居所、勤務先又は通学先<u>がある人、認知症と診断されるまでは区民だ</u>った人をいう。
- (3) 地域団体 区民等で構成される営利を目的としない団体で、区内において活動を行うものをいう。
- (4) 関係機関 医療及び介護その他の福祉サービス、教育、法律、生活関連サービス を提供する事業所及び図書館等の公共の施設、研究機関その他の認知症に業務上関係 のある機関で、区内において活動を行うものをいう。
- (5) 事業者 区内において事業活動を行う個人、法人又は団体(関係機関を運営する者を含む。)をいう。
- (6) 軽度認知障害 疾患に基づく脳の器質的変化により日常生活に支障が生じない程度にまで認知機能が低下した状態をいう。
- (7) 若年性認知症 65歳未満で発症する認知症のことをいう。

(基本理念)

- 第3条 認知症施策を推進するための基本理念(以下「基本理念」という。)は、次のとおりとする。
  - (1) 認知症<u>の本人一人ひとりが</u>、自分らしく生きていける希望をも<u>て</u>、どこで暮らしていても意思と権利が尊重され、<u>自らの力を発揮しながら、</u>安心して暮らし続けることができる地域をつくる。
  - (2) 全ての区民及び地域団体、関係機関、事業者が、認知症を我が事と捉え、<u>地域の中で繋がりながら自主・自発・自由な</u>参加と協働により、認知症とともによりよく生きていくことができる、地域共生社会の実現を図る。

(区の青務)

- 第4条 区は、基本理念にのっとり、認知症施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。
- 2 前項の施策の実施に当たっては、常に認知症<u>の本人</u>の視点にたち、<u>本人</u>及びその家族の 意見を聴かなければならない。また、<u>希望を持って暮らせるための地域支援体制を</u>区民、 地域団体、関係機関及び事業者<u>とともに築き上げる</u>とともに、国、他の地方公共団体と連 携して取り組むものとする。

(区民ができること)

第5条 区民は、認知症とともに生きることに希望をもち、認知症とともによりよく暮らしていくための備えと、そのための知識やつながりを増やすことができる。

- 2 区民は、誰もが認知症になりうるものと認識し、認知症になってからも自分らしくより良い暮らしができるための意思決定の備えをするよう努めるものとする。
- 3 区民は、支援するという視点の「サポーター」から、認知症の人とともに歩む「パート ナー」としての意識変革ができるような取り組みを続けていくことができる。
- 4 認知症<u>の本人</u>は、<u>自らそして次に続く人たちが</u>暮らしやすくなるよう、自らの意思により、体験及び願い、気づいたこと等を身近な人や区、関係機関等に発信する<u>ことができる</u>。 (地域団体の役割)
- 第6条 地域団体は、住民相互の支えあいや見守り活動等に積極的に取り組むものとする。 (関係機関の役割)
- 第7条 関係機関は、相互に連携し、認知症<u>の本人</u>が自宅あるいは病院、施設等どこで暮らしていても、その希望と権利が尊重されて、その状態に応じた適時かつ適切なサービスが提供されるよう努めるとともに、認知症及びその家族が理解できるように必要な情報<u>を</u>提供するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、その従業者が認知症<u>の本人</u>及び認知症とともに生きていくことができる<u>地域</u>社会に関する正しい知識及び理解を深めるために必要な教育その他の措置を講ずるよう努めるとともに、認知症<u>の本人</u>に配慮したサービスの提供と地域との協働に努めるものとする。

#### 第2章 基本的施策

(区民等の理解の推進)

第9条 区は、区民、地域団体、関係機関及び事業者が、認知症及び認知症とともに生きていくことができる<u>地域共生</u>社会に関する正しい知識及び理解を深めることができる学習の機会を積極的に推進するとともに、広報活動や活動を共有する機会の充実を図るために必要な施策を実施するものとする。

(認知症の備え等の推進)

- 第10条 <u>区は、区民が認知症になってからも孤立せず、社会参加と健康の保持・増進の機会と権利が守られるよう、孤立予防や健康の保持・増進の取り組みを行うものとする。</u> (意思決定の支援)
- 第11条 区は、区民が認知症<u>ととも</u>に自分らしくより良い暮らしができるための意思決定 の備えとして、事前に希望する生活を書き記す<u>私の希望ファイル等の</u>取り組み等を積極的 に推進するものとする。
- 2 「世田谷区認知症在宅生活サポートセンター構想」により令和2年度に開設された「世

田谷区認知症在宅生活サポートセンター」を活用して、区は、区民、地域団体、関係機関及び事業者が認知症<u>の本人の</u>意思決定<u>を支援する</u>ための学習機会の充実<u>等</u>を図るために必要な施策を実施するものとする。

(相談体制の推進)

第12条 区は、認知症<u>の本人</u>及びその家族等からの各種の相談に適時かつ適切に対応することができるよう、関係機関等と連携し、必要な相談体制を推進するものとする。<u>ま</u>た、事前に書かれた希望の実現に積極的に取り組む関係機関等を支援する。

(医療及び介護等の支援)

- 第13条 区は、認知症<u>の本人</u>及びその家族が住み慣れた地域で適時かつ適切な生活支援、 医療及び介護<u>、その他必要な支援</u>を受けることができるよう、次に掲げる施策を実施する ものとする。
  - (1) 認知症(軽度認知症障害を含む。)の早期対応及び早期支援
  - (2) 認知症<u>の本人</u>同士の支えあいや社会参加活動の推進及び様態に応じた支援(若年性 認知症も含む)
  - (3) 認知症の本人の家族等への支援
  - (4) 生活支援及び医療、介護の連携・協働体制の推進
  - (5) 認知症に関する医療及び介護その他の福祉サービス<u>等</u>の提供に携わる専門的知識 を有する人材及び支援チームの育成及び資質の向上

(地域づくりの推進)

- 第14条 区は、認知症<u>の本人</u>及びその家族が住み慣れた地域で安心して自分らしく住み続けられるよう、地域団体及び関係機関並びに事業者と連携し、見守り支援<u>及び緊急時に即応した支援</u>を行うための体制整備の推進や、地域の多世代が協働した自主・自発・自由な活動を支援するものとする。
- 2 区は、認知症<u>の本人</u>が認知症とともにより良く生きていくための地域づくりに向けた 取り組みが推進されるよう、地域団体及び関係機関並びに事業者と連携し、認知症<u>の本</u> 人及びその家族等が経験したこと等についての情報を<u></u>自ら発信する機会の確保その他 必要な施策を実施するものとする。
- 3 区は、認知症<u>の本人</u>及びその家族等の地域への社会参加が促進されるよう、地域団体、 関係機関及び事業者と連携し、認知症<u>パートナーをはじめとする</u>区民ボランティアの人 材育成、地域との交流を図るために必要な施策を実施するものとする。

(権利擁護)

第15条 区は、認知症<u>の本人</u>の権利利益の保護を図るため、区民、地域団体、関係機関及び事業者の権利擁護に関する意識と行動の向上を図るとともに、成年後見制度の利用の促

進等その他の必要な施策を実施するものとする。 **⇒第 15 条を第 11 条の後に移動:世田 谷らしさが鮮明にでるのでは?** 国も

第3章 認知症施策推進に関する体制

(認知症施策の総合的推進)

第16条 区長は、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8第1項及び介護 保険法(平成9年法律第123号)第117条第1項の規定により作成する計画において、 認知症施策の総合的かつ計画的な推進をするために必要な事項及び施策を定めるものと する。

本条例で定める事項の推進をはかるため、「世田谷区認知症施策推進計画(仮)」を策定 し、必要な事項及び施策を定めるものとする。

2 区長は、前項に掲げる事項を定めるに当たっては、あらかじめ第18条に規定する世 田谷区認知症施策<u>評価</u>推進委員会の意見を聴かなければならないとともに、認知症<u>の本</u> 人及びその家族の意見を聴かなければならない。

(世田谷区認知症在宅生活サポートセンター)

- 第17条 第16条第1項に基づく主な施策は、世田谷区立保健医療福祉総合プラザ条例 (平成30年10月1日条例第61号)第1条で設置する世田谷区立保健医療福祉総合プラザ内の世田谷区認知症在宅生活サポートセンターを拠点として行う。
- 2 世田谷区認知症在宅生活サポートセンターで行う事業は、その細目を区長が別に定める。 (世田谷区認知症施策評価推進委員会)
- 第18条 認知症施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査審議するため、 区長の附属機関として、世田谷区認知症施策評価推進委員会を置く。
- 2 前項に定めるもののほか、世田谷区認知症施策<u>評価</u>推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

(財政上の措置)

第19条 区は、認知症施策を実施するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、令和2年●月●日から施行する。

11月14日 第3回 検討委員会資料	12月16日 第4回 検討委員会資料
(仮称) 世田谷区認知症施策推進条例(骨子案)	(仮称) 世田谷区認知症とともに生きる希望条例(骨子案)

### 前文

区では、基本構想で掲げる個人の尊厳を尊重し、認知症になっても自分らしく暮らせる地域社会を実現するため、認知症施策を総合的に推進しています。

この間、高齢化の進展に伴う認知症高齢者の増加を受け、その対策として平成25年度に「世田谷区認知症在宅生活サポートセンター構想」を策定し、令和2年度に認知症の在宅支援施策を推進する拠点となる「世田谷区認知症在宅生活サポートセンター」を世田谷区立保健医療福祉総合プラザに開設しました。

今、認知症の価値観が大きく変わってきています。認知症になると「何もわからなくなる」という考え方が支配的でしたが、決してそうではないことが明らかになってきました。

認知症になっても、暮らしていくうえですべてを失うわけではなく、部分的に記憶障害が起きて「もの忘れ」が目立ち、「時間・場所」が錯綜する見当識障害が生じますが、本人の意思や感情は十分にあることがわかってきています。直近の記憶はなくても、過去から集積された経験や記憶は残り、尊厳と希望を持って「自分らしく生きる」ことは可能です。まずは、「認知症になったらすべてを失う」「かつての人格はなくなり別人となる」「子ども同様になる」等の偏見を、認知症当事者の周囲の家族や地域からなくしていくことが必要です。また、認知症になっても当事者が尊厳をもって、偏見や差別に脅かされずに自分らしく生きていくことができる環境が必要です。

そのため、正しい認知症の理解の普及と同時に、たとえ認知症になっても、認知症当事者の希望や権利が守られ、「認知症になっても安心して自分らしく暮らせるまち、せたがや」を目指して、条例を制定します。

# 前文

区では、基本構想で掲げる個人の尊厳を尊重し、認知症<u>ととも</u>に自分らしく暮らせる地域<u>共生</u>社会を実現するため、認知症施策を総合的に推進しています。

今、認知症の価値観が大きく変わってきています。認知症になると「何もわからなくなる」という考え方が一般的でしたが、決してそうではないことが明らかになってきました。

認知症になってからも、暮らしていくうえですべてを失うわけではなく、本人の意思や感情は<u>豊か</u>にあることがわかってきており、尊厳と希望を持って「自分らしく生きる」ことは可能です。

そのためには、認知症になってからも一人ひとりが偏見や差別に脅かされずに自分らしく<u>地域でともに</u>生きていくことができる環境が必要です。

世田谷区は、すべての区民が、認知症とともに生きる意識と備えを高め、「一人ひとりの希望や権利が尊重され、<u>ともに</u>安心して自分らしく暮らせるまち、せたがや」を目指して、条例を制定します。

# (目的) 第1条

この条例は、認知症に関する施策(以下「認知症施策」という。)の 推進に関し、基本となる理念を定め、区の責務及び区民、地域団体、関 係機関、事業者の役割を明らかにすることにより、認知症当事者の意思 や尊厳が尊重され、認知症になっても安心して自分らしく暮らせる地域 社会の実現に寄与することを目的とする。

#### (定義) 第2条

この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 認知症 脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態をいう。
- (2) 区民 区内に居所、勤務先又は通学先を有する者をいう。
- (3) 地域団体 区民等で構成される営利を目的としない団体で、区内において活動を行うものをいう。
- (4) 関係機関 医療及び介護その他の福祉サービスを提供する事業 所及び施設、研究機関その他の認知症当事者に業務上関係のある機関 で、区内において活動を行うものをいう。
- (5) 事業者 区内において事業活動を行う個人、法人又は団体(関係機関を運営する者を含む。)をいう。
- (6) 若年性認知症 65歳未満で発症する認知症のことをいう。
- (7) 軽度認知障害 疾患に基づく脳の器質的変化により日常生活に 支障が生じない程度にまで認知機能が低下した状態をいう。

# (目的) 第1条

この条例は、<u>認知症とともに生きる人の権利と</u>認知症に関する施策 (以下「認知症施策」という。)の推進に関し、基本となる理念を定め、 区の責務<u>と、認知症になった人も含む</u>区民、地域団体、関係機関、事 業者の<u>できることと</u>役割を明らかにすることにより、すべての区民が 認知症とともに生きる意識と備えを高め、<u>一人ひとりの</u>希望と権利が 尊重され、<u>ともに</u>安心して自分らしく暮らせる地域共生社会の実現に 寄与することを目的とする。

#### (定義) 第2条

この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定 めるところによる。

- (1)認知症 アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その 他の疾患により日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態をいう。
- (2) 区民 区内に居所、勤務先又は通学先<u>がある人、認知症と診断</u> されるまでは区民だった人をいう。
- (3) 地域団体 区民等で構成される営利を目的としない団体で、区内 において活動を行うものをいう。
- (4) 関係機関 医療及び介護その他の福祉サービス、教育、法律、生 活関連サービスを提供する事業所及び図書館等の公共の施設、研究機 関その他の認知症に業務上関係のある機関で、区内において活動を行 うものをいう。
- (5) 事業者 区内において事業活動を行う個人、法人又は団体(関係機関を運営する者を含む。)をいう。
- (6) 軽度認知障害 疾患に基づく脳の器質的変化により日常生活に 支障が生じない程度にまで認知機能が低下した状態をいう。

|(7) 若年性認知症 65歳未満で発症する認知症のことをいう。

#### (基本理念) 第3条

認知症施策を推進するための基本理念(以下「基本理念」という。)は、次のとおりとする。

- (1)認知症になっても、自分らしく生きていける希望をもち、意思と権利が守られ、安心して営める地域をつくる。
- (2)全ての区民が、認知症を我が事と捉え、参加と協働により、認知症とともによりよく生きていくことができる、共生社会の実現を目指す。

# (基本理念) 第3条

認知症施策を推進するための基本理念(以下「基本理念」という。)は、次のとおりとする。

- (1)認知症<u>の本人一人ひとりが</u>、自分らしく生きていける希望をも<u>て</u>、 どこで暮らしていても意思と権利が尊重され、<u>自らの力を発揮しなが</u> ら、安心して暮らし続けることができる地域をつくる。
- (2)全ての区民及び地域団体、関係機関、事業者が、認知症を我が事と捉え、地域の中で繋がりながら自主・自発・自由な参加と協働により、認知症とともによりよく生きていくことができる、地域共生社会の実現を図る。

### (区の責務) 第4条

区は、基本理念にのっとり、認知症施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

2 前項の施策の実施に当たっては、認知症当事者及びその家族の意見を聴かなければならない。また、区民、地域団体、関係機関及び事業者の協力を得るとともに、国、他の地方公共団体と連携協力して取り組むものとする。

# (区の責務) 第4条

第4条 区は、基本理念にのっとり、認知症施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

2 前項の施策の実施に当たっては、常に認知症<u>の本人</u>の視点にたち、 本人及びその家族の意見を聴かなければならない。また、<u>希望を持って</u> 暮らせるための地域支援体制を区民、地域団体、関係機関及び事業者と ともに築き上げるとともに、国、他の地方公共団体と連携して取り組む ものとする。

# (区民の役割) 第5条

区民は、認知症に関する正しい知識及び理解を深めるよう努めるものとする。

2 区民は、認知症になってからも自分らしくより良い暮らしができるための意思決定の備えをしておくよう努めるものとする。

# (区民ができること) 第5条

区民は、認知症とともに生きることに希望をもち、認知症とともによりよく暮らしていくための備えと、そのための知識やつながりを増やすことができる。

2 区民は、誰もが認知症になりうるものと認識し、認知症になって

からも自分らしくより良い暮らしができるための意思決定の備えをするよう努めるものとする。

- 3 区民は、支援するという視点の「サポーター」から、認知症の人と ともに歩む「パートナー」としての意識変革ができるような取り組みを 続けていくことができる。
- 4 認知症<u>の本人</u>は、<u>自らそして次に続く人たちが</u>暮らしやすくなるよう、自らの意思により、体験及び願い、気づいたこと等を身近な人や区、関係機関等に発信することができる。

# (地域団体の役割) 第6条

(関係機関の役割) 第7条

地域団体は、住民相互の支えあいや見守り活動等に積極的に取り組むよう努めるものとする。

# り券めるものとする。 しいとする。

関係機関は、相互に連携し、認知症当事者に対しその状態に応じた適時かつ適切なサービスが提供されるよう努めるとともに、認知症当事者及びその家族に対し必要な情報が提供されるよう努めるものとする。

# (事業者の役割) 第8条

事業者は、その従業者が認知症に関する正しい知識及び理解を深める ために必要な教育その他の措置を講ずるよう努めるとともに、認知症当 事者に配慮したサービスを提供するよう努めるものとする。

#### (区民の理解等) 第9条

区は、区民、地域団体及び事業者が認知症に関する正しい知識及び理解を深めることができるよう、認知症サポーターの養成を積極的に推進するとともに、広報活動その他認知症に関する学習機会の充実を図るた

# (地域団体の役割) 第6条

地域団体は、住民相互の支えあいや見守り活動等に積極的に取り組むものとする。

# (関係機関の役割) 第7条

関係機関は、相互に連携し、認知症<u>の本人</u>が自宅あるいは病院、施設等どこで暮らしていても、その希望と権利が尊重されて、その状態に応じた適時かつ適切なサービスが提供されるよう努めるとともに、認知症及びその家族が理解できるように必要な情報<u>を</u>提供<u>する</u>よう努めるものとする。

# (事業者の役割) 第8条

事業者は、その従業者が認知症<u>の本人</u>及び認知症とともに生きていくことができる<u>地域</u>社会に関する正しい知識及び理解を深めるために必要な教育その他の措置を講ずるよう努めるとともに、認知症<u>の本人</u>に配慮したサービスの提供と地域との協働に努めるものとする。

# (区民等の理解の推進) 第9条

区は、区民、地域団体、関係機関及び事業者が、認知症及び認知症 とともに生きていくことができる<u>地域共生</u>社会に関する正しい知識及 び理解を深めることができる学習の機会を積極的に推進するととも めに必要な施策を実施するものとする。

に、広報活動や活動を共有する機会の充実を図るために必要な施策を 実施するものとする。

区は、区民が認知症になってからも孤立せず、社会参加と健康の保

#### (認知症の備え等の推進) 第10条

(意思決定の支援) 第11条

区は、運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会 参加による社会的孤立の解消や役割の保持等、地域の中で健やかに暮ら し続けるための認知症への備えの取組みを行う。

# 持・増進の機会と権利が守られるよう、孤立予防や健康の保持・増進の 取り組みを行うものとする。

区は、区民が認知症になってからも自分らしくより良い暮らしができ るよう、意思決定の備えの取組み等を積極的に推進するものとする。

# (意思決定の支援) 第11条

(認知症の備え等の推進) 第10条

区は、区民が認知症とともに自分らしくより良い暮らしができるた めの意思決定の備えとして、事前に希望する生活を書き記す私の希望フ ァイル等の取り組み等を積極的に推進するものとする。

2 「世田谷区認知症在宅生活サポートセンター構想」により令和2 年度に開設された「世田谷区認知症在宅生活サポートセンター」を活用 して、区は、区民、地域団体、関係機関及び事業者が認知症の本人の意 思決定を支援するための学習機会の充実等を図るために必要な施策を 実施するものとする。

### (相談体制の整備) 第12条

区は、認知症の人及びその家族等からの各種の相談に適時かつ適切に 対応することができるよう、関係機関等と連携し、必要な相談体制を整 備するものとする。

# (相談体制の推進) 第12条

区は、認知症の本人及びその家族等からの各種の相談に適時かつ適切 に対応することができるよう、関係機関等と連携し、必要な相談体制を 推進するものとする。また、事前に書かれた希望の実現に積極的に取り 組む関係機関等を支援する。

### (医療及び介護等の支援) 第13条

区は、認知症の人及びその家族が住み慣れた地域で適時かつ適切な医 療及び介護その他生活支援を受けることができるよう、次に掲げる施策 を実施するものとする。

- (1) 認知症の早期対応及び早期支援の推進
- (2) 若年性認知症及び軽度認知障害への支援

# (医療及び介護等の支援) 第13条

区は、認知症の本人及びその家族が住み慣れた地域で適時かつ適切な 生活支援、医療及び介護、その他必要な支援を受けることができるよう、 次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 認知症(軽度認知症障害を含む。)の早期対応及び早期支援
- (2) 認知症の本人同士の支えあいや社会参加活動の推進及び様態に

- (3) 認知症の人及びその家族への支援
- (4) 医療及び介護の連携体制の推進
- (5) 認知症に関する医療及び介護その他の福祉サービスの提供に携わる専門的知識を有する人材の養成及び資質の向上

応じた支援(若年性認知症も含む)

- (3) 認知症の本人の家族等への支援
- (4) 生活支援及び医療、介護の連携・協働体制の推進
- (5) 認知症に関する医療及び介護その他の福祉サービス<u>等</u>の提供に 携わる専門的知識を有する人材及び支援チームの育成及び資質の向上

## (地域づくりの推進) 第14条

区は、認知症の人及びその家族が住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう、地域団体及び関係機関並びに事業者と連携し、見守り支援を行うための体制整備や地域との交流等を積極的に推進するものとする。

- 2 区は、認知症の人が認知症とともにより良く生きていくための地域づくりに向けた取組が推進されるよう、地域団体及び関係機関並びに事業者と連携し、認知症の人及びその家族等が経験したこと等についての情報を自ら発信する機会の確保その他必要な施策を実施するものとする。
- 3 区は、認知症の人及びその家族等の地域への社会参加が促進されるよう、地域団体、関係機関及び事業者と連携し、認知症サポーター等の区民ボランティアの人材育成、地域との交流を図るために必要な施策を実施するものとする。

# (権利擁護) 第15条

区は、認知症の人の権利利益の保護を図るため、成年後見制度の利用 の促進等その他の必要な施策を実施するものとする。

# (地域づくりの推進) 第14条

区は、認知症<u>の本人</u>及びその家族が住み慣れた地域で安心して自分らしく住み続けられるよう、地域団体及び関係機関並びに事業者と連携し、見守り支援及び緊急時に即応した支援を行うための体制整備の推進や、地域の多世代が協働した自主・自発・自由な活動を支援するものとする。

- 2 区は、認知症<u>の本人</u>が認知症とともにより良く生きていくための地域づくりに向けた取り組みが推進されるよう、地域団体及び関係機関並びに事業者と連携し、認知症<u>の本人</u>及びその家族等が経験したこと等についての情報を<u>、</u>自ら発信する機会の確保その他必要な施策を実施するものとする。
- 3 区は、認知症<u>の本人</u>及びその家族等の地域への社会参加が促進されるよう、地域団体、関係機関及び事業者と連携し、認知症<u>パートナーをはじめとする</u>区民ボランティアの人材育成、地域との交流を図るために必要な施策を実施するものとする。

#### (権利擁護) 第15条

区は、認知症<u>の本人</u>の権利利益の保護を図るため、区民、地域団体、 関係機関及び事業者の権利擁護に関する意識と行動の向上を図るとと もに、成年後見制度の利用の促進等その他の必要な施策を実施するも

# (認知症施策の総合的推進) 第16条

区長は、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8第1項及び介護保険法(平成9年法律第123号)第117条第1項の規定により作成する計画において、認知症施策の総合的かつ計画的な推進をするために必要な事項及び施策を定めるものとする。

2 区長は、前項に掲げる事項を定めるに当たっては、あらかじめ第1 8条に規定する世田谷区認知症施策推進委員会の意見を聴かなければ ならないとともに、認知症当事者及びその家族の意見を聴かなければな らない。

## (世田谷区認知症在宅生活サポートセンター) 第17条

第16条第1項に基づく主な施策は、世田谷区立保健医療福祉総合プラザ条例(平成30年10月1日条例第61号)第1条で設置する世田谷区立保健医療福祉総合プラザ内の世田谷区認知症在宅生活サポートセンターを拠点として行う。

#### (世田谷区認知症施策推進委員会) 第18条

認知症施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査審議するため、区長の附属機関として、世田谷区認知症施策推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

のとする。**⇒第 15 条を第 11 条の後に移動:世田谷らしさが鮮明にで るのでは?** 国も

# (認知症施策の総合的推進) 第16条

区長は、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8第 1項及び介護保険法(平成9年法律第123号)第117条第1項の規 定により作成する計画において、認知症施策の総合的かつ計画的な推進 をするために必要な事項及び施策を定めるものとする。

本条例で定める事項の推進をはかるため、「世田谷区認知症施策推進計画(仮)」を策定し、必要な事項及び施策を定めるものとする。

2 区長は、前項に掲げる事項を定めるに当たっては、あらかじめ第1 8条に規定する世田谷区認知症施策<u>評価</u>推進委員会の意見を聴かなければならないとともに、認知症<u>の本人</u>及びその家族の意見を聴かなければならない。

## (世田谷区認知症在宅生活サポートセンター) 第17条

第16条第1項に基づく主な施策は、世田谷区立保健医療福祉総合プラザ条例(平成30年10月1日条例第61号)第1条で設置する世田谷区立保健医療福祉総合プラザ内の世田谷区認知症在宅生活サポートセンターを拠点として行う。

2 世田谷区認知症在宅生活サポートセンターで行う事業は、その細目を区長が別に定める。

# (世田谷区認知症施策<u>評価</u>推進委員会) 第18条

認知症施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査審議するため、区長の附属機関として、世田谷区認知症施策<u>評価</u>推進委員会を置く。

2 前項に定めるもののほか、世田谷区認知症施策<u>評価</u>推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(財政上の措置) 第19条	(財政上の措置) 第19条
区は、認知症施策を実施するため、必要な財政上の措置を講じるよう	区は、認知症施策を実施するため、必要な財政上の措置を講じるよう
努めるものとする。	努めるものとする。
(委任) 第20条	(委任)第20条
この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。	この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
附則	附則
この条例は、令和2年●月●日から施行する。	この条例は、令和2年●月●日から施行する。

令和元年 12 月 16 日 第 4 回条例検討委員会 資料 3

# (仮称) 世田谷区認知症施策推進条例の名称 (案)

	名 称 (案)
案①	世田谷区認知症とともに生きる希望条例
案②	世田谷区認知症にやさしいまちづくり条例
案③	世田谷区みんなの認知症条例

#### 認知症の本人等の意見聴取について

#### 1、期間

- ・令和元年12月~令和2年2月まで
- 2、意見聴取の方法
  - (1)(仮称)世田谷区認知症施策推進条例検討委員会の委員として意見を聴取
    - ·第4回 12月16日(3名予定)
    - ・第5回 令和2年5月予定
    - ・第6回 令和2年7月予定
  - (2) 条例検討ワークショップの参加者として意見を聴取
    - · 6月23日(2名参加)
    - •11月30日(2名参加)
  - (3) 介護保険事業(地域支援事業含む)の利用者から意見を聴取
    - ■対象事業等(アウトリーチにより意見を聴取予定)
      - ①当事者の意見
        - ・認知症グループホーム・・・区内数か所程度
        - ・認知症デイサービス ・・・区内数か所程度
        - ・本人交流会 ・・・令和2年1月30日実施予定
        - ・初期集中支援チーム事業・・2事例程度
      - ②家族介護者の意見
        - ・家族会・・・区内数か所程度
        - ・認知症カフェ・・・区内数か所程度
        - ・初期集中支援チーム事業・・1事例程度
      - ※アウトリーチでは、事務局等が各事業者及び団体等へ出向き、聞き取り等 にて意見を聴取予定